

## 名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、速達料金に係る名古屋市職員措置請求書（別添 1 のとおり。以下「請求書（その 1）」という。）及び郵便料金に係る名古屋市職員措置請求書（別添 2 のとおり。以下「請求書（その 2）」という。）が提出された。

なお、同一の請求人から 2 件の請求書が提出されており、また請求の要旨を構成する事実が実質的に同一の事案であるため、一括して取り扱うこととした。

### 第 1 措置請求の概要

#### 1 請求書の提出日

- (1) 請求書（その 1） 平成27年10月29日
- (2) 請求書（その 2） 平成27年11月27日

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求書（その 1）

請求人に対し名古屋市証明書交付センターから行政文書公開請求に係る 2 通の封書が速達により郵送されたが、本来 82 円分の郵便切手で済むはずなので、速達料金 1 通 280 円（2 通分で 560 円）の予算執行は不当であり、熱田区役所市民課長と名古屋市証明書交付センター担当係長に 560 円の返還を求める。

##### (2) 請求書（その 2）

請求人に対し名古屋市証明書交付センターから 1 通の封書が速達により郵送されたが、封筒には速達分 280 円を含めて 370 円分の切手が貼付されていた。370 円 - 280 円 = 90 円で、25 グラムまでの普通分は 82 円なので、8 円分は郵便局側への寄付となり不当な予算執行である。熱田区役所市民課長と名古屋市証明書交付センター担当係長に 8 円の返還を求める。

### 第 2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

### 第 3 監査の実施

#### 1 請求人の陳述等

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 11 月 17 日に、請求人から追加証拠が提出され、また、平成 27 年 11 月 24 日に、請求書（その 1）における請求の要旨を補足するために、請求人から陳述を聴取した。

陳述において、請求人から次のような趣旨の意見が述べられた。

「普通郵便にしても同じ配達日に届くのに、わざわざ 280 円余分に払わなくてもよい。それと、熱田区役所の担当者は郵便料金の内容をわかっているのか。25グラムまでだと82円でいいので 362 円で済むのに 370 円分、350 円の切手と 10円切手 2 枚が貼ってある。名古屋市から民間会社になった郵便局へ寄付したみたいなものである。」

このとき請求人から、上記のように請求書（その 1）の事案において郵送された封書 2 通にそれぞれ郵便切手 8 円分が必要額を超えて貼付されていた事実を指摘する発言があり、これに対して監査委員から発言の趣旨を確認したところ、請求人からは次のような発言があった。

「速達料金は 280 円、普通郵便は 25グラムまでが 82円、これを合計すると 362 円でいいところ、2 通とも 8 円余分となっている。」

また、このとき、請求人が述べた 1 通当たり 8 円余分に郵便切手が貼付されていることについて、監査委員から請求人に対し、これを問題としているのか確認がされ、請求人からは次のような発言があった。

「なぜ速達料金 280 円を余分に払わなければならないのか、ということが今回の請求の趣旨である。」

なお、陳述後に請求人から、別途、請求書（その 1）とは別の封書 1 通について、貼付された郵便切手 370 円分のうち必要額を超える 8 円分の返還を求める請求書（その 2）が提出されたが、請求書（その 1）と請求の要旨を構成する事実が実質的に同一であることから、手続きを併合し、一括して取り扱うこととした。

## 2 監査の対象事項

本件監査においては、行政文書公開請求に係る通知のために、名古屋市証明書交付センター（熱田区市民課郵送証明係）が請求人に対し 370 円分の郵便切手を貼付した 3 通の封書を速達により郵送したことに関し、速達の利用及び必要額を超えた郵便切手の貼付が、それぞれ不当であるかを監査対象事項とした。

## 3 監査対象局区

名古屋市証明書交付センターを所管する熱田区及び情報公開に関することを所管する市民経済局を監査対象局区とした。

平成27年12月10日に、熱田区及び市民経済局職員から事情を聴取したところ、概ね次のような説明があった。

### (1) 熱田区の説明及び見解

#### ア 速達の利用について

請求書（その 1）における封書 2 通について、平成27年10月27日の消印が押印された封書（以下「封書甲」という。）は、平成27年10月27日付、27

熱市第57号及び27熱市第59号の「行政文書非公開決定通知書」2件分を封入し、平成27年10月27日に郵送に付した。27熱市第57号の「行政文書非公開決定通知書」に係る行政文書公開請求は決定期限が平成27年10月29日であるところ、決定期限までに請求人に届ける必要があると考え、確実に到達させるために平成27年11月2日を決定期限とする27熱市第59号の「行政文書非公開決定通知書」とともに速達を利用し郵送に付した。

また、平成27年10月28日の消印が押印された封書（以下「封書乙」という。）は、平成27年10月28日付、27熱市第64号及び27熱市第65号の「行政文書公開決定等期間延長通知書」2件分を封入し、平成27年10月28日に郵送に付した。2件とも行政文書公開請求に対する決定期限が平成27年10月29日であるところ、決定期限までに請求人に届ける必要があると考え、確実に到達させるために速達を利用した。

請求書（その2）における平成27年11月9日の消印が押印された封書（以下「封書丙」という。）については、平成27年11月9日付、27熱市第70号の「行政文書非公開決定通知書」1件を封入し、平成27年11月9日に郵送に付した。当該通知書に係る行政文書公開請求に対する決定期限が平成27年11月11日であるところ、決定期限までに請求人に届ける必要があると考え、確実に到達させるために速達を利用した。

本件において、行政文書公開請求の決定期限である請求があった日の翌日から起算して14日以内にその通知を請求人に届ける必要があると考え3通の封書を速達により郵送した判断は、妥当と考えている。

#### イ 必要額を超えた郵便切手の貼付について

請求人に対し封書甲、封書乙及び封書丙を郵送するに当たり、市民課で保有する郵便切手の種類が10円、82円、350円の3種類であったため、362円の組み合わせで貼付することができず、370円分の郵便切手を貼付した。

封書甲、封書乙及び封書丙の郵送に必要な料金はそれぞれ362円であり、必要額を超えて郵便切手を貼付したことは、不適切であったと考えている。

### (2) 市民経済局の説明

#### ア 行政文書公開請求に係る決定及び通知について

名古屋市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく行政文書公開請求があった場合は、条例第10条及び第11条第1項により、請求があった日の翌日から起算して14日以内に全部公開、一部公開、または非公開を決定（以下「公開決定等」という。）し、速やかに書面により通知することとなっている。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、条例第11条第2項により、30日以内に限り延長することができるとされ、この場合は、速やかに延長する旨を通知することとなっている。

また、期間延長の通知書については、本来の決定期限内に公開決定等ができないことを、早期に判断したうえで速やかに通知すべきであることから、請求があった日の翌日から14日以内に請求者に届くように送付するよう各局区室に対し周知している。

なお、公開決定等の場合についても、迅速な対応が求められるため、決定期限内に請求者に通知できるよう対応することを各局区室に対し依頼している。

#### イ 行政文書公開請求に係る通知の送付方法について

行政文書公開事務取扱要綱（以下「要綱」という。）により、公開決定等の通知書のうち、一部公開と非公開の決定通知書は、請求者への到達の確認を行うため、簡易書留等により送付することとしている。

### 4 監査委員が認定した事実

#### (1) 速達の利用について

##### ア 条例等における規定

条例第10条第2項及び第11条第1項の規定によれば、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないときは、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にその決定を行い、その旨を名古屋市情報公開条例施行細則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号に定める「行政文書非公開決定通知書」により、速やかに通知することとされている。

また、条例第11条第2項の規定によれば、公開決定等について事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定までの期間を延長することができることとされ、この場合は、規則第5条第1号に定める「行政文書公開決定等期間延長通知書」により、速やかに通知することとされている。

##### イ 熱田区における郵送

平成27年10月29日及び平成27年11月2日を決定期限とする2件の行政文書公開請求に係る「行政文書非公開決定通知書」2件分を封入した封書甲が、平成27年10月27日に速達により郵送に付されている。

また、平成27年10月29日を決定期限とする2件の行政文書公開請求に係る「行政文書公開決定等期間延長通知書」2件分を封入した封書乙が、平成27年10月28日に速達により郵送に付されている。

さらに、平成27年11月11日を決定期限とする行政文書公開請求に係る「行政文書非公開決定通知書」を封入した封書丙が、平成27年11月9日に速達により郵送に付されている。

#### (2) 必要額を超えた郵便切手の貼付について

熱田区により封書甲、封書乙及び封書丙が請求人に対し郵送されるに際し、それぞれ370円分の郵便切手が貼付されている。

しかしながら、当該3通の封書の郵送に当たり必要とされる料金は、それ

ぞれ25グラムまでの定形郵便物の郵送（以下「普通郵便」という。）に係る料金82円と速達料金 280 円の合計 362 円である。

したがって、封書 1 通あたり必要額を 8 円分超えた郵便切手が貼付されており、封書甲、封書乙及び封書丙を合わせると必要額を24円分超えた郵便切手が貼付されている。

## 5 監査委員の判断

### (1) 速達の利用について

熱田区は、行政文書公開請求に対する決定期限の直前である平成27年10月27日、平成27年10月28日及び平成27年11月9日に、「行政文書非公開決定通知書」ないし「行政文書公開決定等期間延長通知書」を封入した封書を請求人に対し速達により郵送に付した。

請求人は、普通郵便によっても、速達により郵送した場合と同じ日に請求人のもとに到達することから、速達を利用する必要性はない旨主張している。

ところで、市の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められている。

また、条例の規定では、行政文書を公開しない場合は、公開請求の翌日から起算して14日以内にその決定を行い、速やかにその旨を通知すること、あるいは延長した場合に、延長の期間及び延長の理由を速やかに通知することとしており、必ずしも公開請求の翌日から起算して14日以内に請求者に到達することを求めているものではないが、請求に対し遅滞なく対応すべきことが要請されていると考えられる。

本件において速達を利用したことは、行政文書公開請求に対する決定期限の直前という状況のもとで、請求者に対し決定内容に係る通知の文書が可能な限り速やかに到達するようなされたものであり、市民の請求に対し遅滞なく対応すべきことが要請されている制度の趣旨にかなうものである。したがって、速達を利用したことに裁量権の逸脱濫用があったとまでは認められないことから、不当とは言えない。

### (2) 必要額を超えた郵便切手の貼付について

請求人が監査を求めている封書丙について、その郵送にあたり、熱田区が必要額を 8 円分超えた郵便切手を貼付したことは不適切であり、封書甲及び封書乙についても同様に不適切である。

## 第4 監査の結果

### 1 結論

以上述べたとおり、速達の利用については、措置する必要は認められない。しかしながら、必要額を超えた郵便切手の貼付については、請求人の主張には

理由があると認める。

## 2 勧告

本件における3通の封書について、それぞれ362円分の郵便切手を貼付すべきところ、370円分を貼付して郵送に付されていることから、市長は、これら必要額を超えた額について、必要な措置を60日以内に講じられたい。

## 3 意見

### (1) 条例や要綱等の規定に基づく事務処理について

行政文書公開請求に係る通知の送付に当たっては、要綱の規定において「行政文書一部公開決定通知書」及び「行政文書非公開決定通知書」については、簡易書留等により送付することとされている。これは、請求者への到達を確認するためとのことである。

今回監査対象とした事例のうち、平成27年10月27日及び平成27年11月9日に郵送された「行政文書非公開決定通知書」については、速達により郵送に付されているが、速達では到達の確認ができないことから、簡易書留等により郵送すべきであったといえる。

熱田区にあつては、情報公開に係る事務を実施するに当たり、条例や要綱等の規定に基づき事務を処理されたい。

また、市民経済局にあつては、熱田区において要綱に定められた方法により郵送されていなかったことを踏まえ、今一度、その事務の取扱いについて各局区室に対し周知を図られたい。

### (2) 適正な事務処理について

本件における封書の郵送にあたり、熱田区は、郵便切手の種類の用意がなかったため必要額を超えて郵便切手を貼付したと説明したが、一方で、不適切であったとも認めている。

したがって熱田区にあつては、郵便切手はじめ金券類等の取扱いについて、今一度確認され、より適正な事務処理に努められたい。

なお、市長にあつては、今回の事案を受けて、他の同種の事務について点検等の措置を講じられるよう期待するものである。

(別添1)

## 名古屋市職員措置請求書

### 1、請求の要旨

- (1) 熱田区役所市民課長と名古屋市証明書交付センターの担当係長
- (2) 本来82円分の郵便切手で済む筈なので、わざわざ速達料金一通 280 円（二通分で 560 円）の予算執行は不当である。
- (3) 上記の(2) と重なるが、名古屋市の費用負担増大のみに。
- (4) 速達料金一通 280 円の二通分で 560 円の不当支出による損害。
- (5) (1) で列記した 2 名より名古屋市側へ 560 円の返還を望む。

### 2、請求者

(住所、職業、氏名は省略)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成27年10月29日

追記①集配局熱田局の消印は平成27年10月27日18～24配達日は翌日で28日0～8。内容物は27熱市第57号（平成27年10月27日）と27熱市第59号（平成27年10月27日）

②集配局熱田局の消印は平成27年10月28日18～24配達日は翌日で29日0～8消印。内容物は27熱市第64号（平成27年10月28日）と27熱市第65号（平成27年10月28日）

③熱田区役所から郵送された二通の封筒表部のコピーと名古屋市長河村たかし様よりの上記四案件の通知書四通の原本（将来コピーと差し替え可なら、原本還付を望みます）を提出します。以上。

名古屋市監査委員あて

(添付書類は省略)

(注) 請求書は原文のまま掲載した。

(別添2)

## 名古屋市職員措置請求書

### 1、請求の要旨

- (1) 熱田区役所市民課長と名古屋市証明書交付センター担当係長
- (2) 郵送封筒には特別料金・速達分 280 円を含めて 370 円分の切手を貼付。370 円 - 280 円 = 90 円で、25 g 迄の普通分は 82 円なので 8 円分は郵便局側への寄付となり、不当な予算執行です。
- (3) 上記(2) とダブルが、名古屋市の負担増のみで、デメリットに。
- (4) 普通郵便料金一通 8 円の不当支出による損害。
- (5) (1) で記した 2 名より名古屋市側へ 8 円の返還を求めます。  
尚、速達料金 280 円分は前回申し出の平成27年11月24日陳述で争点となっているので、今回は申し出ず。

### 2、請求者

(住所、職業、氏名は省略)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。平成27年11月27日

### 記

添付は①のみ。名古屋市証明書交付センターより送付の切手 370 円分 (350 円 × 1 と 10 円 × 2) 貼付の熱田局消印封筒原本を提出いたします。 以上

名古屋市監査委員あて。

(添付書類は省略)

(注) 請求書は原文のまま掲載した。